

チリの農産物に対する価格拘束制度及びセーフガード措置

(パネル報告 WT/DS207/R 提出日:2002年5月3日, 上級委員会報告 WT/DS207/AB/R 提出日:2002年9月23日, 採択日:2002年10月23日)

中川 淳司

I. 事実の概要

1. 事案の概要

i. 価格拘束制度(PBS)

チリは、1986年に制定した産品輸入規則¹12条で、小麦、小麦粉、油糧種子、植物性食用油と砂糖について価格拘束制度(Price Band System, 以下PBS)を導入した。それによると、これらの産品の国内価格が国際価格の影響で変動する幅を合理的範囲に抑えるため、直近の過去5年間(砂糖については10年間)のチリと最も関係の深い市場における月別平均国際価格を算出する。そして各月の平均国際価格を特別税(specific duties)を賦課する前年の最後の月の平均国際価格と比較して、チリの外国貿易統計の価格指標に照らして調整する。その上で、調整後の月別平均国際価格を高い順に並べ、上下25%(砂糖の場合は上下35%)を除く。以上の手順で毎年1回価格帯(price band)を設定し、大統領令で公表する(para.2.2)。

輸入品について、チリと関係の深い市場の本船渡し(FOB)価格に照らして参考価格(reference price)を毎週決定する。輸入品の参考価格が価格帯の下限を下回る場合、通常の従価税8%に加えて、参考価格と下限価格との差額相当分の特別税を課し、上限を上回る場合は、超過分を通常の従価税を越えない限度で当該従価税から差し引く(rebate)(2.4, 2.6-2.7)。

チリは2001年11月19日に産品輸入規則12条を修正し、²同条に基づいて課される特別税と通常の従価税の合計が譲許税率31.5%を超えないこととした(2.3)。

ii. セーフガード措置

1999年8月23日、チリ農業省は輸入品の価格歪曲調査を担当する国家委員会(Chilean Distortions Commission, 以下CDC)に対して、PBSの対象産品である小麦粉、小麦、砂糖、植物性食用油に関するセーフガードの職権調査開始を要請する

とともに、暫定セーフガードの発動を要請した。CDCは同年9月9日の会合で調査開始を決定し、9月30日に調査を開始した(2.9)。³

CDCは同年10月22日の会合で大統領に対して暫定セーフガードの発動を勧告することを決定した。勧告を受けて、大統領は財務省を通じて11月26日に暫定セーフガードを発動した。その内容は、対象製品のPBSに基づく特別関税と通常の従価税の合計税率と譲許税率の差額相当分の従価税であった(2.10)。

2000年1月22日、小麦、小麦粉、植物性食用油に関する正式セーフガード措置が発令された。期間は1年間。その内容は、暫定セーフガードと同じく、対象製品の特別関税と通常の従価税の合計税率と譲許税率の差額相当分の従価税であった(2.12)。

2000年10月10日、チリ農業省はCDCに対して正式セーフガード措置の延長を要請した。要請を受けて、CDCは11月3日の会合で措置の延長に関する調査開始を決定し、11月17日の会合で措置の延長を勧告した。勧告に基づいて、財務省は11月25日に措置の1年間の延長を発令した(2.13-2.14)。しかし、実際には、延長された正式セーフガード措置はパネル手続係属中の2001年7月27日に終了した(2.15)。

2. 手続の時系列

2000年10月5日 アルゼンチン、PBSと小麦、小麦粉および植物性食用油に対する暫定セーフガード措置と正式セーフガード措置に関して、チリとの協議を要請。⁴

2000年11月21日 二国間協議行われるも合意せず。

2001年1月19日 アルゼンチン、パネルの設置を要請。協議要請の対象事項の他に、正式セーフガード措置の延長を対象事項に追加。⁵

2001年3月12日 DSB、DSU6条に基づいてパネルの設置を決定。付託事項(標準付託事項)は次の通り。

「文書 WT/DS207/2 でアルゼンチンが引用した対象協定の関連規定に照らし、アルゼンチンにより当該文書によって DSB に付された問題を検討し、および DSB が当該協定に規定する勧告または裁定を行うために役立つ認定を行うこと。」(1.3)

2001年5月17日 パネリスト決定(委員長 Mr. Hardeep Puri、他の委員は Mr. Ho-Young Ahn と Mr. Michael Gifford)。

オーストラリア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、EC、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、日本、ニカラグア、パラグアイ、米国、ベネズエラ、第三国参加。

2001年9月12日-13日、11月22日-23日 パネル会合開催。

2002年2月21日 パネル、中間報告を提出。

2002年4月4日 パネル、最終報告を提出。

2002年6月24日 チリ、DSBに上訴意思を通知。

2002年7月4日 チリ、上訴申立書提出。

2002年7月19日 アルゼンチン、被上訴申立書提出。オーストラリア、ブラジル、コロンビア、エクアドル、EC、パラグアイ、米国、ベネズエラ、第三国申立書提出。

2002年7月30日 上級委員会、日本とニカラグアに傍聴人(passive observer)としての口頭尋問出席を許可。

2002年8月6日-7日 口頭尋問

2002年9月23日 上級委員会報告

2002年10月23日 パネル報告および上級委員会報告採択

II. パネル手続

1. 申立国(アルゼンチン)の主張

i. 手続上の主張

a. パネル手続中の PBS 改正(2.3 を参照)の効果

当該改正について正確な情報を得ていない。アルゼンチンの知る限り、チリは当該改正を実施するための規則を制定していない(7.5)。よって、この改正により PBS に関するアルゼンチンの申立が理由を失ったとは考えない。

b. 紛争解決手続中のセーフガード措置終了の効果

パネル設置前およびパネル手続中にセーフガード措置が終了したとしても、これらは付託事項に含まれており、パネルによる裁定が求められる。チリがセーフガード措置を発動した目的は PBS の法的基盤の強化であり、パネルがこの点に関して判断しなければ、チリは同種の措置を再びとって PBS の存続を図るであろう(7.122)。

ii. 実体上の主張

a. PBS

イ. 1994年のGATT2条1項(b)

改正前のPBSに基づく関税率は、対象産品に対するチリの譲許税率31.5%を超える可能性があったし、実際にも超えたことがあった。よって、PBSは、譲許税率を超える関税を課すことを禁じた1994年のGATT2条1項(b)に違反する(7.103)。

ロ. 農業協定4条2項

PBSに基づく税は1994年のGATT2条1項(b)にいう「通常関税」に当たるが、PBSそれ自体(*per se*)は、農業協定4条2項の下で「通常関税」に転換することが求められている輸入制限措置に当たる(7.17)。具体的には、同項注釈にいう「可変輸入課徴金」、「最低輸入価格」ないしは「その他これらに類する通常関税以外の国境措置」に当たる(7.20)。

b. セーフガード措置

イ. セーフガード協定3条1項

チリはCDCの調査報告を公表しておらず、「権限のある当局は、事実及び法令に係るすべての関連する問題に関して得られた認定の記載及び理由を示した結論のある報告を公表する」ことを義務付けたセーフガード協定3条1項に違反する(7.127)。

ロ. 事情の予見されなかった発展

チリは、「事情の予見されなかった発展」(1994年のGATT19条1項(a))について認定を行っておらず(7.132)、またこのことを公表された報告に記載していない。これは1994年のGATT19条1項(a)、セーフガード協定3条1項に違反する(7.137)。

ハ. 同種の又は直接に競合する産品

CDC は輸入品と同種のまたは直接に競合する国内産品を特定しておらず、輸入品によって影響を受けた国内産業を明らかにしていない。これは 1994 年の GATT19 条 1 項(a)、セーフガード協定 2 条 1 項、4 条 1 項(c)、4 条 2 項(a)に違反する(7.141)。

ニ. 輸入増加

CDC は対象産品の輸入増加を立証していない。これは 1994 年の GATT19 条 1 項(a)、セーフガード協定 2 条 1 項、4 条 2 項(a)に違反する(7.150)。

ホ. 損害認定

CDC は損害認定に当たって関連するすべての要因を考慮しなかった。また、調査した要因に関する CDC の認定と結論は根拠を欠いている。よって、CDC は重大な損害のおそれを立証していない(7.163)。

ヘ. 因果関係

チリは輸入増加と国内産業に対する損害のおそれとの因果関係を立証していない。また、国内産業に損害を与えた輸入増加以外の要素を考慮していない。これは 1994 年の GATT19 条 1 項(a)、セーフガード協定 2 条 1 項、4 条 2 項(b)に違反する(7.175)。

ト. 措置の必要な限度

CDC はもっぱら PBS の維持を目的としてセーフガード措置の内容を決定しており、1994 年の GATT19 条 1 項 (a)、セーフガード協定 5 条 1 項が要求する、措置の必要な限度に関する検討を行っていない (7.181)。

チ. 利害関係国の参加

アルゼンチンはチリの当局が決定に当たって依拠したであろう秘密情報の公表された要約へのアクセスを一切認められなかった。これはセーフガード協定 3 条 1 項、2 項が規定する利害関係者の適切な参加を保証する義務に違反する

(7.189)。

2. 被申立国(チリ)の主張

i. 手続上の主張

a. パネル手続中の PBS 改正の効果

この改正により、PBS による関税率が譲許税率を超えることはなくなった(7.5)。

b. 紛争解決手続中のセーフガード措置終了の効果

暫定セーフガード、正式セーフガードはともにアルゼンチンのパネル設置要請時点で終了しており、付託事項に含まれない(7.110)。正式セーフガードの延長はアルゼンチンの協議要請の対象事項に含まれていないので、パネルはその WTO 協定適合性を審査できない。また、この措置はすでに終了したので、パネルはその WTO 協定適合性を審査すべきではない(7.111)。

ii. 実体上の主張

a. PBS

イ. 1994 年の GATT2 条 1 項(b)

PBS による関税率が譲許税率を超える場合、これは 1994 年の GATT19 条のセーフガード措置として正当化される(パネル報告、注 673)。

ロ. 農業協定 4 条 2 項

PBS に基づく税は 1994 年の GATT2 条 1 項(b)および農業協定 4 条 2 項にいう「通常の間税」に当たる。農業協定 4 条 2 項にいう「通常の間税に転換することが要求された措置」は、同項の注釈に挙げられたいずれかの措置であって、かつ、転換が要求された措置に限られる。ウルグアイラウンド交渉中、チリはいかなる国からも PBS を通常の間税に転換することを要求されなかった。よって、PBS は農業協定 4 条 2 項の下で「通常の間税」への転換を義務付けられた措置には当たらない(7.17)。

PBS は 4 条 2 項注釈にいう「可変輸入課徴金」、「最低輸入価格」、「その他これらに類する通常の間税以外の国境措置」のいずれにも当たらない(7.22)。PBS

は関税措置である。4 条 2 項が関税化を求めているのは非関税障壁に限られ、同項に明確な言及はないが、それは数量制限としての効果を持つものに限られる(7.28)。

b. セーフガード措置

イ. セーフガード協定 3 条 1 項

CDC の会合の議事録はセーフガード協定 3 条 1 項にいう「公表された報告」に当たる。これらはすべて公表されている(7.127)。

ロ. 事情の予見されなかった発展

CDC がセーフガード措置の発動を勧告した理由は長期間にわたり対象製品の価格が低水準で推移したことであり、これは「事情の予見されなかった発展」に当たる(7.132)。この点は CDC の会合の議事録で述べられている(7.135)。

ハ. 同種の又は直接に競合する産品

同種の又は直接に競合する国内産品は PBS の対象産品として特定されている(7.141)。

ニ. 輸入増加

輸入増加の判断に当たっては、PBS の影響で輸入増加が抑えられていることを考慮する必要がある。CDC は輸入増加を認定した。正式セーフガード措置の延長措置については輸入増加の認定は要求されない(7.150)。

ホ. 損害認定

米国のラム肉セーフガード事件上級委員会報告も述べるように、⁶ 重大な損害のおそれの認定は将来の予測であり、事実により明確に立証することはできない。CDC は関連するすべての要素を考慮した(7.164)。それには PBS がなかったとすれば生じるであろう輸入急増の可能性も含まれる(7.165)。セーフガード協定 7 条 1 項は、セーフガード措置は重大な損害を防止するために必要な期間に限り維持できると規定して、このような事実と反する仮定に基づく損害認定

を認めている(7.173)。

へ. 因果関係

CDC は、対象製品の輸入価格が国際価格と密接に関連していること、そして国内価格が輸入価格を反映していることを述べており、因果関係は立証されている(7.175)。

ト. 措置の必要な限度

チリがとった措置は、対象製品の国内生産者を重大な損害のおそれから保護するために必要な最小限度の措置である (7.181)。

チ. 利害関係国の参加

アルゼンチンは CDC の公聴会に 2 回出席した。また他の利害関係者の申立を収めたファイルへのアクセスを認められた。公表されなかった秘密情報は存在しない(7.189)。

3. パネルの判断

i. 手続上の論点

a. パネル手続中の PBS 改正の効果

パネル手続中に被申立国が付託事項に含まれる対象事項については是正措置をとったとしても、パネルは当初の付託事項の対象事項について判断することができる。この点に関しては、インドネシア自動車事件のパネル報告⁷をはじめとする先例があり、本報告もこれに従う。また、パネル手続中にチリが対象事項について是正措置をとったという理由で、この点に関する判断を下さないとすれば、それは DSU11 条(パネルの任務)に基づく義務に違反することになる(7.7)。

b. 複数の協定が援用されている場合の検討の順序

PBS の WTO 協定適合性について、申立国、被申立国ともに、まず 1994 年の GATT2 条 1 項(b)適合性を論じ、次に農業協定 4 条 2 項適合性を論じている(7.9)。EC バナナⅢ事件上級委員会報告が述べたように、⁸対象事項について複数の協定

が援用されている場合には、当該事項についてより詳細に規定する協定についての検討から先に行うべきである(7.12)。本件で問題となった PBS については、農業協定 4 条 2 項の規定の方が詳細であるから、まず農業協定 4 条 2 項適合性を検討し、次に 1994 年の GATT2 条 1 項(b)適合性を検討する(7.16)。

c. 紛争解決手続中のセーフガード措置終了の効果

パネル(および上級委員会)は、既に終了した措置についてその是正を勧告(recommendation)すること⁹はできないが、当該措置の WTO 協定適合性について認定(findings)を行うことはできる(7.112)。当該措置の WTO 協定適合性について認定するかどうかは、それが「紛争に関する明確な解決を確保すること」¹⁰という紛争解決制度の目的を達成するために必要かどうかによってパネルが判断する裁量事項である(7.113, 7.115)。¹¹

暫定セーフガード措置はパネル設置までに終了することが多く、既に終了した措置はパネルの審査の対象にならないとすれば、この種の措置はパネルの審査を免れることになってしまう。これは DSU の起草者の意図に反する(7.114)。

正式セーフガード措置はパネル設置要請時点で終了しておらず、延長措置によってその期間が延長され、存続していた。¹²したがって、正式セーフガード措置はパネル設置要請時点で終了しており、延長措置は協議要請に含まれていなかったというチリの主張には理由がない。アルゼンチンは、協議要請に当たって対象事項を特定する義務(DSU4 条 4 項)を満たしている。よって、これらの措置はパネルの審査対象に含まれる(7.119)。¹³

終了したセーフガード措置が付託事項に含まれていること、後述するように、PBS が WTO 協定に違反すること、また、セーフガード措置が後述する PBS の一部を正当化するものであることから判断すると、既に終了したセーフガード措置についてもその WTO 協定適合性を判断することが本件の紛争解決にとって有益である(7.125)。

ii. 実体上の論点

a. PBS

イ. 農業協定 4 条 2 項

- ・ 農業協定 4 条 2 項にいう「通常の間税に転換することが要求された措置」は、ウルグアイラウンド交渉中に転換が実際に要求された措置に限られるか

4 条 2 項が上の文言に続けて「その他これに類するいかなる措置」と規定していること、同項の注釈が「その他これに類する通常の間税以外の国境措置」と述べていることから判断すると、農業協定の起草者は、ウルグアイラウンド交渉終了時までにはこの種の措置がすべて特定されるとは限らないことを予想していた。他方で、4 条 2 項により、この種の措置はすべて間税化されることが義務付けられた。したがって、ウルグアイラウンド交渉中に通常の間税への転換が要求されなかったからといって、当該措置が間税化を免れるわけではない(7.18)。

また、4 条 2 項が禁止しているのはこの種の措置を「維持すること」であるから、この種の措置を間税化するか、廃止するか、あるいは別の措置に転換するかは加盟国の判断に委ねられている。したがって、間税化された措置のみが「通常の間税に転換することが要求された措置」に当たると解することはできない(7.18)。4 条 2 項注釈はこの種の措置を例示列挙したものであるから、この点からも、ウルグアイラウンド交渉中に間税化を求められた措置のみが 4 条 2 項にいう措置に当たるとするチリの主張は支持できない(7.19)。
- ・ PBS は輸入品のみを対象として国境で課される措置であり、4 条 2 項注釈にいう「国境措置」に当たる(7.25)。
- ・ 4 条 2 項による間税化の対象は数量制限効果を持つ非間税障壁に限られるか

限られるとするチリの主張(7.28)は支持できない。第一に、同項にいう「通常の間税」は間税一般とイコールではない。1994 年の GATT2 条 1 項(b)第二文に示されているように、間税には「通常の間税」以外に「その他のすべての種類の租税又は課徴金」も含まれる。4 条 2 項は「通常の間税」以外の間税を「通常の間税」に転換することを要求している。数量制限のみの間税化を対象としたとすれば、4 条 2 項の起草者は「通常の間税」ではなく、1994 年の GATT11 条 1 項の文言に依拠して、「間税その他の課徴金」という文言を用いたはずである(7.29)。4 条 2 項注釈にいう「通常の間税以外の国境措置」は 1994 年の GATT11 条 1 項の対象をカバーするが、それよりも広く、数量制限以外の措置も含む(7.30)。このことは、農業協定附属書 5 の 6 項、10 項が「通常の間税

(ordinary customs duties)」の税率を「付録に定める指針に従って算定される関税相当量(tariff equivalents to be calculated)」に基づいて定めると規定していることから支持される。「関税(tariff)」は「通常関税(ordinary customs duties)」を含むが、それよりも広い概念なのである(7.31)。

第二に、4条2項注釈が挙げる措置のすべてが数量制限とは限らない。むしろ、可変輸入課徴金や最低輸入価格制度などは、1947年のGATTの下で、11条1項の規定する数量制限の一般的禁止に含まれるかどうか不明確であった措置であり、これらは数量制限と区別されてきた(7.32)。

- PBSは可変輸入課徴金あるいは最低輸入価格に当たるか。

可変輸入課徴金、最低輸入価格の意味は文言や文脈の解釈では明らかにならない。そこで、ウィーン条約法条約32条に従い、解釈の補足的手段として、これらの措置に関するGATT時代のさまざまな文書(締約国の通報、GATT機関による検討報告など)を参照する(7.35)。それによると、可変輸入課徴金は、下限価格(lowest threshold price)を設定して、世界市場における最低価格がそれを下回った場合に差額分を賦課し、国内産業の保護と国内価格の安定化を達成する制度である。最低輸入価格は、輸入価格が輸入国の設定した最低輸入価格を下回る場合に差額分を賦課する制度である(7.36)。

PBSはこれら二つの制度の特徴の多くを備えている(7.40)。それはチリの国内市場を世界市場の価格から隔離する効果を持つ(7.41)。参考価格や下限価格の算定過程は透明性と予測可能性を欠いている(7.44)。よって、それは純粋な可変輸入課徴金と最低輸入価格ではないとしても、それら「に類する(similar to)」国境措置である(7.47)。

- PBSは「通常関税以外の措置」に当たるか

農業協定4条2項と1994年のGATT2条1項(b)にいう「通常関税」は同じ意味である(7.49)。それは、価格(従価税の場合)や数量(従量税の場合)のみに基づいて算定される関税をいう(7.52)。

PBSの特別税は価格や数量以外の要素に基づいて算定される(7.62)。また、下限価格の算出に当たって直近の過去5年間の月別平均価格の下位25%を排除することで、下限価格が高めに設定されること、下限価格の算出に当たっては調整が行われるが参考価格の算出に当たっては調整が行われないこと、

参考価格が船積み時点を基準時として算定され、通関時点を基準時として算定されないこと(この点は最恵国待遇原則に違反する)を考慮すると、PBS は「通常の関税以外の措置」に当たる(7.65)。

- ・ PBS は「1994 年の GATT・・・その他の農業に特定されない一般的な規定に基づいて維持される措置」(4 条 2 項注釈)に当たるか

チリはこの点を明確に主張していないが、第三国参加した EC の、1994 年の GATT2 条に適合する措置は農業協定 4 条 2 項の義務には服しないという主張に一定の共感(may be correct)を表明したので、この点についても検討する(7.66)。

4 条 2 項注釈の規定は、1994 年の GATT における一般的義務の例外規定(国際収支のための例外、セーフガードや 20 条の例外など)を除外するものである(7.68)。2 条が適用される措置はこれに含まれない(7.73)。

- ・ 4 条 2 項の解釈に当たって参照すべき他の要素(7.75-7.101) (略)

- ・ 結論

以上から、PBS は農業協定 4 条 2 項で通常の関税に転換することが要求された措置に当たる。これを維持していることでチリは同項に違反している(7.102)。

ロ. 1994 年の GATT2 条 1 項(b)

PBS は農業協定 4 条 2 項で禁止された「通常の関税以外の国境措置」に当たる。したがって、それは 1994 年の GATT2 条 1 項(b)第一文が規定する「関税」には当たらない(7.104)。

他方で、同項(b)第二文は譲許税率を超える「その他のすべての種類の租税又は課徴金」の賦課を禁止しており、PBS はこの禁止に違反する。よって、PBS は 1994 年の GATT2 条 1 項(b)に違反する(7.108)。

b. セーフガード措置

イ. セーフガード協定 3 条 1 項

セーフガード協定 3 条 1 項にいう報告の公表は「適切な媒体を通じて一般的に利用可能な状態(generally available)にすること」を意味し、単に「公共の利用可

能な状態(publicly available)にすること」では公表ではない。CDC の会合の議事録は公表されていたとはいえない(7.128)。

ロ. 事情の予見されなかった発展

米国のラム肉セーフガード事件上級委員会報告が述べたように、¹⁴「事情の予見されなかった発展」は事実に基づいて示されなければならない、かつ、それは調査当局が公表する報告に記載されなければならない(7.134)。CDC の会合の議事録は対象製品の国際価格の低落に言及しているものの、それがなぜ事情の予見されなかった発展に当たるのかを説明していない。よって、CDC はこの要件を満たしておらず(1994 年の GATT19 条 1 項(a)違反)、かつ、この点の公表を義務づけたセーフガード協定 3 条 1 項にも違反する(7.136, 7.140)。

ハ. 同種の又は直接に競合する産品

CDC はすべての対象産品について同種性と直接的競合性に関する適切な認定を行っておらず、理由を付した結論も下していない。よって、1994 年の GATT19 条 1 項(a)およびセーフガード協定 2 条、4 条に違反する(7.149)。

ニ. 輸入増加

対象産品の絶対増は十分に立証されていない(7.155-7.158)。CDC は輸入量が国内生産量に比較して増加したかどうかを検討していない(7.160)。CDC は PBS がなかったとすれば輸入量が増加したであろうという仮定に基づいて判断を行っている(7.161)。以上から、輸入増加に関する CDC の認定は 1994 年の GATT19 条 1 項(a)およびセーフガード協定 2 条 1 項、4 条 2 項(a)に違反する(7.162)。

ホ. 損害認定

チリは CDC がセーフガード協定 4 条 2 項(a)が挙げた関連する要素のいくつかを評価しなかったことを認めている。この点は同項に違反する(7.169)。

セーフガード協定 4 条 1 項(a)にいう重大な損害のおそれは、明確に急迫したものでなければならず、それは事実に根拠付けられたものでなければならない。CDC はこの点について十分な立証を行っておらず、同項に違反する(7.171)。

チリは、PBS がなかったとすればという事実と反する仮定に基づいて損害のおそれを認定しており、これはセーフガード措置の発動を正当化しない(7.172)。セーフガード協定 7 条 2 項は、セーフガード措置を終了すれば重大な損害が生じるおそれがあるという予測に基づく措置の延長を許容しているが、セーフガード措置の発動に当たってはこのような予測は認められない(7.173)。

以上から、チリは、1994 年の GATT19 条 1 項(a)、セーフガード協定 4 条 1 項(a)、(b)、4 条 2 項(a)の要求する重大な損害のおそれを立証していない(7.174)。

へ. 因果関係

既に見たように、チリは輸入の急増、重大な損害のおそれのいずれも立証しておらず、したがって当然に因果関係を立証していない(7.176)。

因果関係の証拠としてチリが挙げたのは輸入の急増ではなく、対象製品の国際価格、輸入価格、国内価格の間の関連性のみである。また、チリは重大な損害のおそれをもたらす可能性のある輸入増加以外の要因(例えば 1999 年の洪水災害)を検討していない(7.177)。よって、CDC はセーフガード協定 2 条 1 項、4 条 2 項 (b) が要求する因果関係の立証を行っていない(7.180)。

ト. 措置の必要な限度

セーフガード措置がセーフガード協定 5 条 1 項の要求する「必要な限度」であるためには、当該措置と重大な損害の防止という目的との間に合理的な関連(a rational connection)がなければならない(7.183)。

チリのセーフガード措置の内容は輸入価格を PBS の下限価格以上に保つことにあるが、PBS の下限価格は国内産業の状態とは無関係に設定され、国内産業の状態と合理的な関連を持たない。よって、セーフガード協定 5 条 1 項に違反する(7.184)。

チ. 利害関係国の参加

セーフガード協定 3 条 2 項は秘密情報の要約について規定するが、アルゼンチンは本件措置に関連して秘密情報が存在したことを立証していない(7.190)。

リ. その他の論点

CDC の調査および正式セーフガード措置に関する判断を行ったので、司法経済の観点から、その他の論点に関する WTO 協定適合性は判断しない(7.195-7.197)。正式セーフガード措置の延長のセーフガード協定 7 条適合性については、付託事項に含まれていないので判断しない(7.198)。

iii. 結論および勧告

- (a) PBS は農業協定 4 条 2 項と 1994 年の GATT 2 条 1 項(b)に違反する
- (b) セーフガード措置について、
 - (i) CDC の会合の議事録を公表しなかったことはセーフガード協定 3 条 1 項に違反する。
 - (ii) 事情の予見されなかった発展を立証しなかったことは 1994 年の GATT 19 条 1 項(a)に違反する。
 - (iii) 製品の同種性または直接競合性を立証せず、国内産業を特定しなかったことは、1994 年の GATT 19 条 1 項(a)およびセーフガード協定 2 条、4 条に違反する。
 - (iv) 輸入増加を立証しなかったことは 1994 年の GATT 19 条 1 項(a)およびセーフガード協定 2 条 1 項と 4 条 2 項(a)に違反する。
 - (v) 重大な損害のおそれを立証しなかったことは 1994 年の GATT 19 条 1 項(a)およびセーフガード協定 4 条 1 項(a)、(b)、4 条 2 項(a)に違反する。
 - (vi) 因果関係を立証しなかったことはセーフガード協定 2 条 1 項、4 条 2 項(b)に違反する。
 - (vii) 措置が必要限度を超えており、1994 年の GATT 19 条 1 項(a)およびセーフガード協定 5 条 1 項に違反する。
 - (viii) アルゼンチンが調査に参加する十分な機会を与えられなかったとは認定できない(8.1)。

チリは、以上の WTO 協定違反により、アルゼンチンに与えられた利益を無効化または侵害した(8.2)。

DSB に対して、チリが PBS を農業協定および 1994 年の GATT 上の義務に適合するように改めることを求めるよう勧告する。セーフガード措置については勧告し

ない(8.3)。

III. 上級委員会手続

1. 上訴国（チリ）の主張

i. 手続上の主張

a. DSU11 条

パネルは、アルゼンチンが付託事項に含めていなかった PBS の 1994 年の GATT2 条 1 項(b)第二文適合性を判断した。これは、DSU11 条に違反する(para. 31)。

b. 審理の順序

パネルが PBS の WTO 協定適合性を検討するに当たって、1994 年の GATT2 条 1 項(b)よりも農業協定 4 条 2 項を先に検討したのは誤りである。関税に関しては 1994 年の GATT2 条 1 項(b)の方が農業協定 4 条 2 項よりも詳細に規定している(36)。また、農業協定 4 条 2 項の「通常関税」という文言は 1994 年の GATT2 条 1 項(b)から借用されたものであるから、この文言の意味を明確にするためには、まず 1994 年の GATT2 条 1 項(b)を検討する必要がある(37)。

ii. 実体上の主張

a. 農業協定 4 条 2 項

PBS は農業協定 4 条 2 項の下で関税に転換することが要求された措置には当たらない。それは譲許税率を上限とする通常関税率を決定するための手段に過ぎない(38)。ウルグアイラウンド交渉の結果として価格拘束制度を関税に転換した国はいなかった。現にアルゼンチンも砂糖について価格拘束制度を維持している(39)。

パネルが 4 条 2 項注釈の「可変輸入課徴金」と「最低輸入価格」の意義を解釈するに当たって GATT 時代の文書に依拠したことは、ウィーン条約法条約 32 条の解釈を誤っている。これらの文書は同条にいう「準備作業」には当たらない(42)。

b. 1994 年の GATT2 条 1 項(b)

GATT2 条 1 項(b)第一文の「通常関税」の意義に関するパネルの解釈は誤りで

ある。譲許税率の範囲内で価格や数量など以外の要素、例えば国際価格の変動を考慮して税率が決定された関税も「通常の関税」に含まれる(50)。

2. 被上訴国（アルゼンチン）の主張

i. 手続上の主張

a. DSU11 条

アルゼンチンのパネル設置要請は問題となった措置を特定し、申立の法的根拠についての簡潔な要約を付しており、DSU6 条 2 項の要件を満たしている(56)。バナナⅢ事件上級委員会報告、¹⁵ 韓国酪農品セーフガード事件上級委員会報告¹⁶ が述べたように、申立の法的根拠である請求(claims)はパネル設置要請で明らかにされなければならないが、請求を根拠付ける議論(arguments)はパネル審理の段階で明らかにされればよい(58)。アルゼンチンはパネル設置要請では 1994 年の GATT2 条 1 項(b)第二文に言及しなかったが、パネル審理段階ではこれに言及した(61)。チリがパネル審理で議論に反論する十分な機会を与えられなかったという主張は根拠を欠く(62)。審理段階での当事国(および第三国)の議論に基づいて判断を下すことはパネルの権利であり、義務でもある(63-64)。

b. 審理の順序

チリは上訴申立書でこの点に言及していないので、上級委員会はこの点について判断できない(65)。仮に判断できるとしても、この点についてのパネル報告の判断は誤っていないので、チリの主張は理由がない(66)。

ii. 実体上の主張

a. 農業協定 4 条 2 項

PBS がこの条項に違反するというパネル報告の結論を支持する。PBS は同項およびその注釈にいう「通常の関税」ではないというパネル報告の結論も支持する(68)。

同項およびその注釈の解釈に当たってパネル報告が GATT 時代の文書に依拠したことは、ウィーン条約法条約 32 条に違反しない。これらの文書は GATT の経験(acquis)を示すものであり、農業協定の起草者が依拠した資料(material)であっ

たからである(70)。

PBS が「通常の関税」ではなく、可変輸入課徴金、最低輸入価格に類する国境措置であるというパネル報告の判断を支持する(71)。

b. 1994 年の GATT2 条 1 項(b)

PBS が 1994 年の GATT2 条 1 項(b)第二文にいう「その他のすべての種類の租税又は課徴金」に当たるというパネル報告の判断を支持する(75)。

もし上級委員会が PBS の農業協定 4 条 2 項適合性と 1994 年の GATT2 条 1 項(b)第二文適合性に関するパネル報告の判断を覆す場合には、上級委員会に対して PBS が 1994 年の GATT2 条 1 項(b)第一文に違反するという認定を求める(79)。

3. 第三国の主張(略、ただし、EC がチリの立場を支持する論陣を張ったことのみ指摘しておく)

4. 上級委員会の判断

i. 手続上の論点

a. パネル手続中の PBS 改正の効果

アルゼンチンのパネル設置要請は PBS およびその「規則、補足規定およびあるいは改正」を対象措置として挙げている。したがって、チリの法律 19.772 による PBS 改正はパネルの付託事項に含まれる(135)。また、チリの PBS は改正後も実質的には同一の制度である。したがって、本件の対象措置には法律 19.772 も含まれる(139)。

以上の結論は、「紛争に関する明確な解決を確保すること」という紛争解決制度の目的(DSU3 条 7 項)、「問題の満足すべき解決を図ること」という DSU の勧告または裁定の目的(DSU3 条 4 項)にも合致する(140-143)。

b. DSU11 条

アルゼンチンのパネル設置要請は 1994 年の GATT2 条に言及しているから、同条は全体としてパネルの付託事項に含まれる(150)。問題は、アルゼンチンの請求(claim)が 2 条 1 項(b)の第一文に限られるのか、それとも第二文も含んでいたのか

である(153)。

アルゼンチンは第一意見書の中でチリの「通常関税」に対する譲許税率に言及しており、「通常関税」について規定した第一文のみを念頭に置いていた(156)。

第一意見書以後の意見書で請求を拡大することは認められている(158)。¹⁷しかし、アルゼンチンはこのような請求は行っていない。よって、アルゼンチンの請求は第一文のみに関する請求であったと結論する(165)。

この結果、パネル報告はアルゼンチンが行わなかった請求について判断を下しており、「自己に付託された問題」についてのみ客観的な評価を行うという DSU11 条の義務に違反した(173)。また、これはチリから十分な防御の機会を奪うものであり、DSU が内包している適正手続(due process)の要求にも違反する(174)。¹⁸

c. 審理の順序

農業協定 4 条 2 項も 1994 年の GATT2 条 1 項(b)第一文もともに「通常関税」と輸入品の市場アクセスについて規定しているが、前者は農産物に限った規定である。よって、後者が前者よりも詳細に規定しているというチリの主張は誤りである(187)。

両者の「通常関税」という文言は同じであり、それらは同様に解釈すべきである。しかし、これら 2 つの条項はそれぞれ別個の義務を規定しており、この文言の意義と効果は別個に検討されなければならない。よって、前者が後者に依拠しているから後者を先に検討すべきだというチリの主張は支持できない(188)。

仮に審理の順序を逆にしたとしても、結論には違いはない(190)。

以上から、審理の順序に関するパネルの判断を支持する(191)。

ii. 実体上の論点

a. 農業協定 4 条 2 項

検討に入る前に、本委員会が PBS の WTO 協定適合性を検討するものであり、価格拘束制度一般、あるいは他の加盟国の特定の価格拘束制度の WTO 協定適合性を検討するものでもないことを断っておく(203)。

イ. 農業協定 4 条 2 項および注釈の一般的解釈

4 条 2 項の「通常の開税に転換することが要求された(have been required)措置」の意義と範囲が本件の中心的な論点である(204)。

この一節で現在完了形が用いられていることに注目する必要がある。これは、ウルグアイラウンド交渉中に通常の開税への転換が要求された措置を指すと解される(206)。つまり、4 条 2 項は、この時期に転換が要求されたにもかかわらず転換されなかった措置が農業協定発効後は維持できないことを規定している(207)。しかし、同項は「その他これに類するいかなる措置」も維持できないと規定しているので、当該措置は実際に転換を求められた措置に限られない(208)。

価格拘束制度を持ついずれの国もウルグアイラウンド交渉後にこれを開税化していないことは、ウィーン条約法条約 31 条 3 項(b)にいう「後に生じた慣行」には当たらない(214)。

また、当該措置は「通常の開税」以外の措置でなければならない(216)。輸入品に対して国境で課される税が「通常の開税」と同じ形態(form)であるとしても、それはその税が「通常の開税」以外の措置、例えば同項注釈が挙げる可変輸入課徴金や最低輸入価格である可能性を排除しない(216)。

ロ. PBS の評価

PBS の性格決定は同項注釈の「可変輸入課徴金」、「最低輸入価格」、「その他これに類する通常の開税以外の国境措置」の解釈に関わる法律問題であって、上級委員会が審査権限を持たない事実問題ではない(224)。¹⁹

パネルが PBS の性格決定に当たって用いた方法(ウィーン条約法条約 32 条に基づく解釈の補足原則の援用)は適切ではない。同条約 31 条 1 項の慣習法上の原則、すなわち、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従って解釈する。(231)。

可変輸入課徴金とは、税率の可変性を組み込んだ措置であって、かつその運用が透明性と予測可能性を欠くものをいう(233-234)。最低輸入価格は効果の点では可変輸入課徴金と似ているが、税率が最低輸入価格と実際の輸入取引価格との差額として決定される点で異なる(237)。

PBS は、下限価格が過去 5 年間の対象産品の世界市場における価格に基づいて

決定される点で、可変輸入価格、最低輸入価格と同一のものではない(242)。しかし、過去 5 年間の対象産品の世界市場における価格の上位 25%と下位 25%が除外される点、当該価格に調整が加えられる点で、下限価格の設定は透明性と予測可能性を欠いている(246)。また、参考価格の決定過程も透明性と予測可能性を欠いている(247-250)。よって、PBS は可変輸入課徴金、最低輸入価格に類する国境措置に当たる(252)。法改正により PBS 税に譲許税率の上限が設定されたことは、PBS の貿易歪曲性、透明性と予測可能性の欠如という性格を変えるものではなく、この結論に影響を与えない(255, 259)。以上より、この点に関するパネル報告の認定を支持する(262)。

ハ. 農業協定 4 条 2 項の「通常の関税」の意義

「通常の関税」を価格(従価税の場合)や数量(従量税の場合)のみに基づいて算定される関税に限定するパネル報告の判断は支持できない(271)。この点に関するパネル報告の判断を覆す(278)。

b. 1994 年の GATT2 条 1 項(b)

PBS が 1994 年の GATT2 条 1 項(b)第二文に違反するというパネル報告の判断を覆す(285)。アルゼンチンは上訴意見書で PBS の同項第一文適合性の判断を求めているが、それは PBS の農業協定 4 条 2 項適合性に関するパネル報告の判断が覆された場合の予備的請求である。本委員会は PBS の農業協定 4 条 2 項適合性に関するパネル報告の判断を覆さなかったため、この点については判断しない(286)。

iii. 結論および勧告

上級委員会は以下の結論に達した。

- (a) パネルの付託事項に含まれていない PBS の 1994 年の GATT2 条 1 項(b)第二文適合性を判断した点で、パネルは DSU11 条に違反した。
- (b) パネルが PBS の農業協定 4 条 2 項適合性を 1994 年の GATT2 条 1 項(b)適合性より先に審査したことは誤っていない。
- (c) 農業協定 4 条 2 項に関して、
 - (i) PBS は可変輸入課徴金及び最低輸入価格に類する国境措置であるというパネル

の認定を支持する。

(ii)「通常の関税」は「外的な性格の要素に基づいて適用されるものでない関税をいう」というパネルの認定を覆す。

(iii) PBS は農業協定 4 条 2 項に違反するというパネルの認定を支持する。

(d) 以上から、PBS の 1994 年の GATT2 条 1 項(b)第一文適合性の判断は不要である(288)。

DSB に対して、チリが農業協定に違反すると認定された PBS を当該協定上の義務に適合するように改めるよう要請することを勧告する(289)。

IV. 解説

1. 手続上の論点

- ・ パネル手続中の是正措置や措置の終了

チリは、パネル手続係属中の 2001 年 11 月 19 日に PBS を改正し、課される税(特別税と実行税の合計)の税率が譲許税率を超えないよう上限(cap)を設けた。この結果、アルゼンチンの申し立てた WTO 協定違反のうち、1994 年の GATT2 条 1 項(b)第二文の違反については是正措置を講じたとチリは主張した。しかし、パネル報告は、インドネシアの自動車事件パネル報告を引いて、パネル手続開始後に対象措置が廃止・是正されたとしても、パネルはあくまでも当初の対象措置の WTO 協定適合性を認定すると述べた(7.6-7.7)。これはガットの時代から一貫して採用されてきた原則を確認したものである。²⁰

この原則は、ガット・WTO の紛争解決手続が、対象となった当該紛争の解決だけでなく、ガット・WTO 協定の履行を将来的にも確保することを目的としていることを示していると評価されている。²¹ この結果、対象となった措置の終了に伴い手続を終了させるムートネスの法理は、ガット・WTO の紛争解決手続では適用されない。²² この原則は、パネルの任務の 1 つの柱として、「自己に付託された問題の客観的評価(特に、問題の事実関係、関連する対象協定の適用可能性及び当該協定との適合性に関するもの)」を挙げた DSU11 条に明文化されていると見ることもできる。

同様に、パネルは、暫定セーフガード措置がアルゼンチンのパネル設置要請時点で既に終了しており、付託事項に含まれないというチリの主張を拒けた(7.115)。

パネルは廃止・是正前の対象措置についてその WTO 協定適合性を審査できるが、こ

これらの措置についてその是正を勧告することはできない。既に当該措置が廃止・是正されているからである。²³この場合、パネルの結論は、当該措置の WTO 協定違反を認定する(make findings)、一種の宣言判決ないし違法確認判決ということになる。²⁴ただし、パネルはこのような認定を常に行わなければならないわけではない。本件パネル報告は、この点は「紛争に関する明確な解決を確保する」という紛争解決制度の目的(DSU3条7項)に照らしてパネルが判断する裁量事項であると述べた(7.112)。

それでは、どのような場合にパネルはこのような認定を行うのであろうか。考えられるのは、被申立国が同種の措置を将来再びとる可能性がある場合である。このような場合には、廃止・是正前の対象措置の WTO 協定違反を認定することで、被申立国が将来同種の措置をとる可能性を封じ込めることができ、紛争の再発が防止される。暫定セーフガード措置は、所定の要件を満たしたとチリが判断すれば再び発動される可能性がある。その意味で、パネルが本件暫定セーフガード措置について WTO 協定違反を認定したことは妥当な判断であった。

なお、この点に関して、上級委員会報告は、アルゼンチンのパネル設置要請が PBS の「改正(amendments)」を対象措置として挙げていることを根拠に、パネル設置後の PBS の改正も付託事項に含まれると述べた(135)。そして、改正後の PBS について、その WTO 協定適合性を判断した。上級委員会報告は、この判断の根拠として、改正によっても価格拘束制度という PBS の本質の変更(change of essence)が認められないことを挙げている(139)。

この上級委員会報告の判断には疑問がある。DSU6条2項は、パネル設置要請が「問題となっている特定の措置を明示する」ことを求めている。パネル設置要請後にとられた措置をパネル設置要請時点で特定することは不可能である。アルゼンチンのパネル設置要請は要請時点までの PBS の改正のみをカバーしていたと解するのが適切であろう。

2. 実体上の論点

i. PBS と可変輸入課徴金

本件の主たる対象となった PBS は、農業協定4条2項で関税化が求められることになった可変輸入課徴金や最低輸入価格に類似の制度である。

可変輸入課徴金は、ウルグアイラウンド以前は多くの国で採用されていた。例え

ば、ニュージーランドのビール、ブドウ糖、ワイン、ノルウェーの乳製品、卵、スイスのバター、マカロニ、スパゲティ、日本の砂糖、糖蜜など。中でも、ECは1962年に導入した共通農業政策(CAP)の下で最も組織的・体系的にこの制度を採用し、ウルグアイラウンド開始時点ではそれを主要農産物のほとんどに適用していた。²⁵ECの可変輸入課徴金のメカニズムを、穀物を例にとって説明する。²⁶

まず、域内の穀物の売渡価格として指標価格を設定する。次に、これから運賃等を差し引いて下限価格が設定される。そして、輸入される農産物の国際価格と下限価格の差額を可変課徴金として徴収する。指標価格とは別に、それよりは低い水準で介入価格を設定し、指標価格を最高価格、介入価格を最低価格とする価格拘束制度により、域内価格の市場価格を一定水準に保つ。他方で、余剰穀物の輸出に際しては、域内の市場価格と国際価格との差額が輸出払戻金として支出されるが、輸入課徴金収入がその原資に充てられる。

こうして、域内の農民に対しては価格拘束制度による価格支持が提供されるとともに、域外からの輸入に対しては可変課徴金による輸入制限が行われ、域内市場に対する国際農産物市場の影響が遮断された。また、可変課徴金の算定に当たって参照される国際価格としてその時点の最低価格を選択することにより、課徴金の額は高めに設定され、事実上の輸入禁止措置として機能した。さらに、余剰農産物の輸出についての輸出補助金が組み合わされることで、域内農業は極めて手厚く保護された。

周知のように、ECのCAPをめぐるのは、ガットの時代に、米国とのチキン戦争(『ケースブック』[67])、小麦粉の輸出に対する補助金事件(『ケースブック』[27])、パスタ製品の輸出に対する補助金事件(『ケースブック』[28])、油糧種子等の生産者への補助金事件(『ケースブック』[63])など、多数の紛争解決事例が存在する。いずれのケースでも、ECの措置のGATT違反が認定された。しかし、可変輸入課徴金について正面からそのGATT違反を認定した事案はなく、可変輸入課徴金は「限りなくクロに近い灰色」の措置として存続した。

1983年に導入されたチリのPBSは、²⁷パネル報告も述べるように、純粋な可変輸入課徴金とは異なるが、これに類似の制度である。²⁸PBSと可変輸入課徴金との相違点は、第1に、PBSにおける下限価格が過去5年間の国際価格に基づいて設定されるのに対して、可変輸入課徴金の下限価格は輸入国の国内価格に基づいて設定さ

れること、第2に、PBSにおける輸入品の参照価格がチリと関係の深い市場のFOB価格に照らして決定されるのに対して、可変輸入課徴金の場合は、実際の輸入価格が参照価格とされることである。ただし、可変輸入課徴金の場合も、輸入国が世界市場における最低価格を参照価格として採用するケースの方が多い(7.36)。

それ以外の点では、PBSと可変輸入課徴金には多くの点で共通した特徴を備えている。輸入国が人為的に下限価格を設定し、輸入品の価格がそれを下回る場合には差額分を通常の関税に加えて徴収すること、その結果、下限価格を下回る輸入が事実上禁止されること、²⁹こうして、当該農産物について内外価格差を設定し、国内市場を世界市場から隔離する効果を持つことなど、制度の骨格に当たる部分は共通している。また、PBSと可変輸入課徴金との第1の相違点についても、PBSにおける下限価格の設定に当たって、過去5年間の国際価格の下から25%が除外されることで、下限価格は実質的に引き上げられ、下限価格と国内価格との接近がもたらされている(7.42)。

以上の点に鑑みると、PBSが可変輸入課徴金、最低輸入価格「に類する」国境措置であるとしたパネル報告の判断(7.47)とこれを支持した上級委員会の判断(252)は妥当である。

ii. 農業協定4条2項

農業協定4条2項は、「可変輸入課徴金、最低輸入価格、・・・その他これに類する通常の関税以外の国境措置」(注釈)は「通常の関税に転換することが要求された措置その他これに類する・・・措置」であり、それらを「維持し、とり、又は再びとつてはならない」と規定する。この結果、附属書5の特例措置に該当する場合を除いて、すべての非関税措置は関税に転換することが義務付けられた(包括的関税化)。³⁰具体的には、1986年から1988年の平均値を使用して内外価格差に基づき個別品目ごとに関税相当量を算出して、それを関税率に転換することとされた。³¹

しかし、農業協定4条2項の規定は実際には十分に遵守されておらず、現在も多くの非関税措置が維持されている。ECは1992年のCAP改革(いわゆるマクシャリー改革)により、可変輸入課徴金と輸出補助金を原則として廃止し、代わって農家への直接所得補償を強化した。³²しかしながら、一部の農産物については可変輸入課徴金を実質的に維持した。例えば、穀物については、関税賦課後の輸入価格

(duty-paid price of imports)の上限が介入価格の155%と設定されている。そして、関税率は関税賦課後の輸入価格の上限と国際価格との差額として算定される。これは実質的に可変輸入課徴金を温存したものである。³³日本はコメに関する農業協定附属書5の特例措置を除き、28の品目について関税化を実施したが、豚肉については差額関税制度を維持して、可変輸入課徴金を実質的に維持した。³⁴PBSもこうして維持されている非関税措置の1つである。

PBSが農業協定4条2項の「通常に関税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置」に該当することは明らかである。チリは同項が「通常に関税に転換することが要求された措置」と規定していることから、対象措置がウルグアイラウンド交渉中に関税化を明示的に求められた措置に限られるという抗弁を行った。しかし、同項はこの規定に続けて「その他これに類するいかなる措置」と規定しており、関税化の対象はより広く、同項注釈が例示列挙する措置を含めた広範な非関税措置に及ぶ。この点に関するパネル報告、上級委員会報告の判断は妥当である。

WTOの下でビルトイン・アジェンダとして進められている農業交渉においては、「市場アクセス」というタイトルの下で、関税の引下げの方式、関税割当の運用の改善、農産物特別セーフガードの規律強化などが議論されているが、関税化の徹底は交渉の対象となっていない。³⁵これはおそらく、多くの国がこの種の措置を保持しており、その是正には国内農業部門からの強い抵抗が予想されるためであろう。このような状況下では、本件のように紛争解決手続を通じて個別の措置については是正を求めてゆくという方策が、是正のためにとりうる唯一の選択肢といえるかもしれない。

3. その後の経緯

DSBは2002年10月23日の会合で本件パネル報告と上級委員会報告を採択した。チリとアルゼンチンはチリが勧告を実施するための妥当な期間について協議したが、合意に至らなかったため、12月6日、チリはDSBに対して妥当な期間を決定するための仲裁の設置(DSU21条3項(c))を要請した。12月17日、John Lockhartが仲裁人に指名された。仲裁の期限は2003年3月17日である。

V. 参考文献

今村奈良臣(1997)、「農政改革の戦略構想なき日本」今村編『WTO 体制下の食料農業戦略』農山漁村文化協会、1997年、235-297頁。

岩沢雄司(1995)、『WTO の紛争処理』三省堂。

佐伯尚美(1990)、『ガットと日本農業』東京大学出版会。

佐伯尚美(1997)、「WTO 農業協定と農産物貿易 上、下」『貿易と関税』1997年8月号 58-69頁、42-53頁。

篠原孝(2001)、「EU の UR 農業交渉を総括する」『農業法研究』36号2 一-41頁。

筑紫勝磨編(1994)『ウルグアイ・ラウンド』日本関税協会。

山下一仁(2000)『詳解 WTO と農政改革』食料・農業政策研究センター。

Josling, Timothy(1998), *Agricultural Trade Policy: Completing the Reform*, Institute for International Economics.

Valdes, Alberto, et al.(1991), "Chile," in Krueger, Anne O., et al. eds, *The Political Economy of Agricultural Pricing Policy: A Synthesis of the Political Economy in Developing Countries, Vol. 1, Latin America*, Johns Hopkins University Press, pp.100-143.

Valdes, Alberto, et al.(1995), *Surveillance of Agricultural Price and Trade Policies: A Handbook for Chile*, World Bank Technical Paper No.291.

Valdes, Alberto(1996), *Surveillance of Agricultural Price and Trade Policy in Latin America during Major Policy Reforms*, World Bank Discussion Paper No.349.

【注】

¹ Law 18.525 on the Rules on the Importation of Goods, Official Journal of the Republic of Chile, 30 June 1986.

² Law 19.772, Official Journal of the Republic of Chile, 19 November 2001.

³ 調査開始は1999年10月25日にWTOセーフガード委員会に通告された。参照、G/SG/N/6/CHL/2, 2 November 1999.

⁴ WT/DS207/1.

⁵ WT/DS207/2.

⁶ *United States – Safeguard Measures on Imports of Fresh, Chilled or Frozen Lamb Meat from New Zealand and Australia*, Report of the Appellate Body, WT/DS177/AB/R, WT/DS178/AB/R, paras. 136-138.

⁷ *Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry*, Report of the Panel, WT/DS54/R, WT/DS55/R, WT/DS/64/R, para.14.9.

⁸ *European Communities – Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas (“EC – Banana III”)*, Report of the Appellate Body, WT/DS27/AB/R, para.204.

⁹ 参照、DSU19 条 1 項。

¹⁰ DSU3 条 7 項。

¹¹ パネル報告は、アルゼンチンの靴・繊維製品などの輸入に関する措置事件のパネル報告が、既に終了した措置について判断を下さなかったことを指摘する。参照、*Argentina – Measures Affecting Imports of Footwear, Textiles, Apparel and Other Items*, Report of the Panel, WT/DS56/R, para.6.15。しかし、パネル報告によれば、これは、申立国(米国)がこの種の措置が再発動される可能性があると主張したのに対して、この主張には根拠がないことを理由として下した結論であり、既に終了した措置についてパネルが判断を下してはならないことを意味するものではない。参照、パネル報告、para. 7.113。

¹² セーフガード措置の期間について規定したセーフガード協定 7 条の表題は「セーフガード措置の期間と見直し」となっており、同条 2 項はセーフガード措置の期間の延長について規定する。これらに照らすと、正式セーフガード措置が延長された場合、それは正式セーフガード措置の終了と延長という新たな措置の開始ではなく、当初のセーフガード措置の期間延長を意味すると解するのが適当である。参照、パネル報告、paras. 7.116-7.119。

¹³ ただし、パネル報告は、正式セーフガード措置の延長措置がセーフガード協定 7 条 2 項の要件を満たしているかどうかの認定は付託事項に含まれていないという理由で、この点の認定は行わなかった。参照、パネル報告、注 687。

¹⁴ *Supra* n.6, paras. 71-73.

¹⁵ *Supra* n.8, para.141.

¹⁶ *Korea – Definitive Safeguard Measures on Imports of Certain Dairy Products*, Report of the Appellate Body, WT/DS98/AB/R, para.127.

¹⁷ *Supra* n.8, paras.145, 147.

¹⁸ 上級委員会報告は、この点に関する先例として、インド特許事件上級委員会報告の以下の一節を引用している(174)。「・・・適正手続の要求・・・は DSU に内包されている(implicit)」*India – Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products*, Report of the Appellate Body, WT/DS50/AB/R, para.94.

¹⁹ 参照、DSU17 条 6 項「上級委員会への申立ては、小委員会の報告において対象とされた法的な問題及び小委員会が行った法的解釈に限定される。」

²⁰ 例えば参照、EEC の家畜飼料用タンパク事件 (『ケースブック』[7])、EC のチリ産リンゴの輸入制限事件 (同前[35])、米国のカナダ産マグロおよびマグロ製品の輸入制限事件(同前[36])、EC のリンゴ輸入制限事件(同前[39])、米国のブラジル産非ゴム製履物に対する最恵国待遇拒否事件(同前[3])など。

²¹ 『ケースブック』37-38 頁(清水章雄解説)。

²² 岩沢(1995)、80 頁。同じく参照、同前、97 頁。

²³ この結論は、パネルおよび上級委員会の勧告について規定した DSU19 条 1 項の次の一節の反対解釈から導かれる。「小委員会又は上級委員会は、ある措置がいずれかの対象協定に適合しない(is inconsistent)と認める場合には、関係加盟国に対し当該措置を当該協定に適合させるよう勧告する。」

²⁴ 岩沢(1995)、80 頁。

²⁵ 佐伯(1990)、95 頁。

²⁶ 同前、95-99 頁。

²⁷ チリは、ピノチェット政権(1973 年-1990 年)の下で貿易自由化を推進し、農産物の関税も 10%前後まで引き下げた。しかし、それと同時に、特定の農産物については、国内生産者保護と農産物の国際価格変動の影響からの隔離を目的として価格拘束制度を導入した。参照、Josling(1998), p.52.

²⁸ PBS について、参照、Valdes(1991); Valdes(1995), pp.30-31; Valdes(1996), pp.19, 42-43.

²⁹ PBS の場合、輸入品の価格が参照価格を下回る場合には、輸入品の価格に特別関税と通常の関税を加えた価格が下限価格を下回るという論理的な可能性はある。しかし、チリはこの可能性には言及したものの、実際にそのような例があったかというパネルからの問に対しては回答しなかった。参照、本件パネル報告、133 頁注 607。

³⁰ 山下(2000)、142-144 頁。

³¹ 筑紫(1994)、76 頁。ただし、関税率の設定については、米国、EC 等主要国についてやや詳細な審査と交渉がおこなわれたものの、その他の国は他国による十分な審査を受けずに高い関税率を設定し、譲許表に掲載したことから、「汚れた関税化(dirty tariffication)」と呼ばれた。参照、篠原(2001)、32 頁。Josling(1998), p.112.

³² Ibid., pp.61-64.

³³ Ibid., p.42.

³⁴ 豚肉の差額関税制度の下では、基準期間である 1986 年から 1988 年の基準輸入価格を設定し、それを中心として上限価格と下限価格を設定する。上限価格を超えれば関税率の減免と在庫の放出により市場価格の引下げ操作が行われ、下限価格を下回れば市場からの買い上げにより市場価格の引き上げ操作が行われる。上限価格と下限価格は、農林水産大臣が毎年畜産振興審議会に諮問し、政府が決定する。輸入価格と基準輸入価格との差額が差額関税として賦課される。参照、今村(1997)、242-243 頁、265-266 頁。

³⁵ WTO, Committee on Agriculture, Special Session, *Negotiations on Agriculture, Overview*, TN/AG/6, 18 December 2002, pp.4-7.